

令和4年度第1回港区地域包括ケア推進会議 会議録要旨

会議名	令和4年度第1回港区地域包括ケア推進会議
開催日時	令和4年7月28日(木) 19時00分～20時30分
開催場所	港区役所 911-912 会議室、オンライン(Teams)併用
出欠状況	委員現在数 13名 出席委員 10名 (オンライン2名) 欠席委員 3名 竜崎 崇和(東京都済生会中央病院 副院長) 高木 信之(港区介護事業者連絡協議会 会長) 野尻 三重子(港区民生・児童委員協議会 会長)
出席委員	【会長】 河合 克義(明治学院大学社会学部 名誉教授) 新【副会長】 坪田 淳(一般社団法人東京都港区医師会 会長) 長井 博昭(公益社団法人東京都港区芝歯科医師会 会長) 綱島 俊幸(公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会 会長) 龍岡 健一(一般社団法人東京都港区薬剤師会 会長) 嶋津 多恵子(国際医療福祉大学大学院 教授) 奥野 佳宏(港区社会福祉協議会 事務局長) 新 竹中 豊治(赤坂青山町会連合会 会長) 新 湯川 康生(保健福祉支援部長) 新 太田 留奈(みなと保健所長)
事務局	保健福祉支援部保健福祉課
会議次第	1 講演 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の取り組みについて 2 議題 (1) 港区の地域包括ケアの推進の進捗状況等について (2) 令和4年度の港区の地域包括ケアの推進について (3) 福祉総合窓口の設置について (4) その他
配布資料	資料1 港区「地域包括ケアの推進に関する事業」令和3年度報告 資料1-2 港区の地域包括ケアに関連する基礎データ 資料2 令和4年度の港区の地域包括ケアの推進体制について 資料2-2 令和4年度 港区の地域包括ケアの推進のスケジュール(案) 資料3 福祉総合窓口の設置について 資料3-2 福祉総合窓口の検証体制の整備について 参考資料1 港区地域包括ケア推進会議設置要綱 参考資料2 港区地域包括ケア推進会議委員名簿

【開会】

会長 :「令和4年度第1回港区地域包括ケア推進会議」を開会する。
新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、リモート(Teams)併用で開催する。

【委員委嘱】

事務局 :委員の交代があり、新たに委嘱された委員に、委嘱状を交付した。
今年度第1回の開催にあたり、各委員から自己紹介をしていただく。

【副会長指名】

会長 :港区地域包括ケア推進会議副会長の藤田委員がご退任されたため、港区地域包括ケア推進会議設置要綱第5条第3項に基づき、会長は副会長として港区医師会 坪田 淳 委員を指名する。

【講演】コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の取り組みについて

講師:港区社会福祉協議会

コミュニティソーシャルワーカー(以下 CSW) 加藤氏

(講演会資料 参照)

会長 :地域包括ケアにおける、民間団体、民間組織、区民、行政との関係性が問われている。行政の基盤の程度が地域によって異なる。港区は、行政と医療機関の専門性の役割を明確にし、地域に繋げるために取り組んできた。広く行政の基盤を充実させ、民間や区民の位置付けをどのように考え、進めていくかが課題となっている。

港区社会福祉協議会の CSW が、地域包括ケアの中で区民の課題にどのように取り組んでいるか話してもらう。

講師 :CSW とは、複合的な課題を抱え困っている人に対し、解決に向けて寄り添い支援をする役割として、令和2年から港社協に配置した。現在は、地域福祉系の職員5名で、その役割を担っている。

CSW は、複雑な問題をひも解く係として、本人の思いやペースを見極め、地域住民、関係機関と連携して対応していく。個別支援を通して、地域住民へ働きかけ、地域にない仕組みづくりを進めていくことを目指している。

相談の対応については、同じ相談者から、継続的に相談対応することもある。地域活動につなげた事例として、赤坂にある飲食店から、困っている人に食材

を提供するとか、弁当などを作って渡したいという相談があった。生活福祉調整課に相談したが対象となりそうなケースはなかった。

北青山のお寺でフードパントリーしている団体に相談をしたところ、次の活動日から食材の提供が始まった。お弁当の配布等や親子に食事提供する取り組みも始められた。CSWとしては、多様な地域活動の団体とも関わりながら、情報交換することで、活動団体の声や課題を受けとめ、繋ぐことや情報収集なども大事にしている。

CSWが支援をする中の課題として、本人の意思決定について判断が難しいと感じている。本人が状況を理解し判断ができる状態なのか、その見極めが難しい。本人に関わる関係機関の連携というのが大事になってくる。それぞれの機関が対応することで、制度の狭間に入ってしまい、解決に進まないこともあった。連携を意識して、情報共有する機会を作り、それぞれの専門機関の見立てを共有することで客観的に捉えることができると思う。

福祉総合窓口が、8月1日から開始されるが、窓口があれば完結するというものでもなく、窓口担当者として配置されている部門だけで、相談対応すればよいということでもない。

本人に関わる関係機関が、情報共有や役割分担など意識した、チーム支援という考え方で対応することで、困難なケースであっても、少しずつ解決につなげていけるのではと思う。

今年度から5ヵ年計画で、第5次地域福祉活動計画というのを策定し事業を進めている。CSWは、計画に計上しているような取り組みを進めていく。

ひきこもりに関連し、今年度は継続的に学習会を開催していきたい。

個別支援の取り組みとして、福祉総合窓口の関係機関と連携していきたいと考えている。

【質疑】

委員 : CSWは、資格等が必要なのか。

講師 : 基本的には、資格は不要。現職員の多くは、社会福祉士の資格を持ち、相談技術を持ちながらやっている。

委員 : CSWとして、個別の支援に対し、区民の力を活用する等、何か考えていることはあるのか。

講師 : 今後は、地域の問題や個別課題などの事例等を共有しながら、地域の区民との協力関係が築ける仕組みづくりを考えていきたい。

会長 : 公衆衛生の戦後の歴史を見ていると、健康づくりや予防について、住民の意

識をどのように高め、育てていくかが重要になってくる。ふれあい相談員を作った時に、印象的だったのは、物があふれ非衛生的な生活をしているケースについて、ふれあい相談員が介入して、初めて掃除をするようになった後、地域の住民がボランティアとして関われるような体制づくりができた。

安心して関り、支援ができる体制づくりを CSW でも進めてもらいたい。

福祉総合窓口でも、専門職と連携し、区民を支援の輪にどのように巻き込んでいくかを今後検討して行ってもらいたい。

【議 題】

(1) 港区の地域包括ケアの推進の進捗状況等について

(2) 令和4年度の港区の地域包括ケアの推進について

(事務局から、資料1、資料1-2、資料2、資料2-2を用いて説明)

会長 :資料2について、港区地域包括ケア推進会議で様々な改革があり、これだけの動きをこの港区地域包括ケア推進会議で行っているのであれば、地域保健福祉推進協議会に報告し、検討することも必要である。資料2の図式について、相互に関りを示す矢印の表記が必要と思う。港区の場合、港区地域保健福祉推進協議会は、全領域をカバーしている。港区地域包括ケア推進会議で、カバーしきれていないところや視点などが議論されている。港区地域包括ケア推進会議の報告をし、承認いただくことを、図式で表す必要があると思う。

事務局 :資料2に関しては、港区地域保健福祉協議会から港区地域包括ケア会議に情報提供されるだけではなく、協議したものを港区地域保健福祉推進協議会で共有することも重要だと思う。矢印の方向性に関しては、調整の上修正する。

(3) 福祉総合窓口の設置について

(事務局から、資料3、資料3-2を用いて説明)

委員 :福祉総合窓口と、港区在宅療養相談センターについて、利用者はどうやって区別すればよいか。また、それぞれの役割について知りたい。

事務局 :在宅療養相談センターに直接相談したい人は、電話でまずは相談することになる。令和4年6月末までは、東部・西部在宅療養相談窓口だったために、窓口に来所して相談するようになっていたかもしれないが、令和4年7月1日から2か所の窓口を統合しセンター化したことにより、福祉総合窓口で在宅療養に関する相談をリモート(Teams)でつなぎ、在宅療養相談セン

ターの職員と話ができる。在宅医療やかかりつけ医についての相談に関しては、今まで以上に、便利な状況になると考えている。

今までであれば、子ども家庭支援センター等の相談は、各相談先に来所する必要があったが、今後は福祉総合窓口で対応する。まず相談を受け止め、その相談にあった相談先に、リモート(Teams)で相談支援をしていく仕組みができた。

委員 :福祉総合窓口のマークで色など、ポップな感じは考えなかったのか。

事務局 :港区の紋章の『マルみ』マークが江戸紫色なので、それに合わせたものである。

委員 :資料3の2枚目の区職員の相談支援班は、ソーシャルワーカーの仕事をしている人なのか。

事務局 :区職員は、役割分担が高齢介護、障害、それから保育というふうに業務別に分かれている。新しい体制からでは、まず相談を受ける班と相談後、様々な給付等の事務をする班に分け、相談支援は、主に窓口に立って、そのソーシャルワーカーも含めた様々な支援先につなげることを集中的にやることになる。相談支援班の中に、専門相談員として、高齢者相談センターや障害相談員が常駐するため、一定程度専門性の高い相談が受けられる仕組みにしている。

委員 :地域包括支援センターが総合的な相談先と思っていた。今後は、複合的な相談に対し、相談先の選択肢が増えてよいと思う。

事務局 :高齢者相談センターも、これまで同様に、様々な相談を受けていく。
資料3—2に、高齢者相談センター職員も、常に1人常駐する。高齢者の相談があった場合等、より高度な相談に繋がるということに期待をして、このような体制としている。

会長 :介護予防など、自分是对象外だと思う人もいる。国の政策として、「地域包括支援センター」が作られたが、港区の場合は、この「高齢者相談センター」で、ボランティア育成や民生委員の組織化、障害者問題まですべてやれるような組織にはなっていないので、こういう形で整理されるのはいいと思う。

港区地域包括ケアシンポジウムの時に、パリ市の福祉行政のシステムの話があった。日本でも、足立区も、本人の了解の上で、所得・年齢等から、どういう制度が使えるかがわかるようなシステムを導入していた。パリ市の場合は、そういった個人の制度利用状況情報を福祉専門職がそのシステムにアクセスでき、本来使える制度で使っていないものが一覧として出てくるというシステムを採用している。

福祉総合窓口の相談、給付等のところは縦割りでできない従来の線もあると思うが、情報の共有がなされないことで、本来相談に来た人が使える制度の見落としなども起こり得ると思う。相談システムの情報の共有方法など、検討されてきたのか知りたい。

事務局 : 情報の共有に関しては、相談記録システムは分野を超えて共有できるようになるが、情報セキュリティがかなり厳しい。港区社会福祉協議会や高齢者相談センターが、この相談記録を閲覧できると、情報の共有につながるが、現時点では、ようやく部門間の情報共有を相談記録システムで結ぶことができるようになった。今後は、これを一つの足がかりに、他機関が同時に閲覧できるよう、情報セキュリティ上の課題をクリアしていけば、発展していくと思う。相談職員を支援するシステムを導入する。相談者と、職員が会話をすると、音声マイクが拾い、職員の前にあるパソコン上に、関係するサービスマニュアルが自動的に表示される。相談の際にどのような言葉があれば、マニュアルが表示されるのか、言葉のデータベースを集め対応している。今後は、AIを駆使して精度を高めていきたい。マニュアルに従って説明すれば、一定程度、見落としのない説明ができる、職員支援システムを8月1日に稼働し、職員のスキルによって、利用者の相談に応じられないことがないよう配慮している。

会長 : 相談の話題にその言葉がでなければ、マニュアルは表示されないのか。

事務局 : 現在のシステムは、会話の音声を拾ってくるので、相談の内容から必要なキーワードを音声化しなければいけない。職員もシステムに頼るだけではなく、職員のスキルの向上も目指し、検証会議も確立していく。

委員 : 複合的な福祉課題に対応していくためには、チームで対応する必要があると思う。チームで対応するイメージ等、教えてもらいたい。

事務局 : 福祉総合窓口は、複数の専門機関がチームで、世帯の複合的課題に対応するという事を理念にしている。チームをどのように運営していくかについては、チームを構成し旗振りをする部署が必要になる。その旗振り役は、各区民課で役割の確認をしている。会議に関しては、既存のケース会議に様々な専門職も入れて進めている。基本的には区民課が主体となって、様々な専門機関、或いは専門職をまとめて、チームを立ち上げ、そのチームで解決まで導くということを確認している。

委員 : 案内チラシは、区民向けのものか。

事務局 : その通りである。

委員 : 福祉総合窓口は、世代問わず相談ができる窓口だと、周知しても良いのか。

事務局 :関係機関、町会自治会の皆さんにも支えていただきたい。暮らしと健康等の相談など、福祉総合窓口で相談してもらいたい。パンフレットも相談者の目線から必要な情報を掲載し、第2弾、第3弾と題していく予定。

(4) その他

事務局 :次回の会議は、来年2月頃を予定している。日程については、当会議の会長及び副会長と相談し、委員の皆さんにお知らせする。

【閉会】

会長 :福祉総合窓口が区民にわかりやすくなるよう、パンフレット等工夫が必要。この福祉総合窓口設置の目的は、区民にとって良い取り組みだと思う。しっかり関係機関と連携を図り進めてもらいたい。

以上で、本日の会議を終了する。